

## 第1回宮城県再生可能エネルギー税制研究会 議事録

日 時 令和4年11月22日(火)  
午後1時から午後3時まで  
場 所 宮城県行政庁舎4階 庁議室

司 会 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。  
開会前ではありますが、本日の会議について御連絡させていただきます。  
本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止対策としまして、出席されている皆様には、御発言の際も含め、マスク着用をお願いしております。また、マイクの消毒や定期的な換気を行わせていただきます。  
御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。  
開会に先立ちまして、本日の配付資料を確認させていただきます。  
事前にお送りしております資料は、会議次第と資料1から資料3、最後に参考資料でございます。併せて、席次表も送付しております。  
なお、資料の差替え等もありましたので、昨日、構成員の皆様には資料一式を改めてお送りし、また、本日机上にも配布をしております。  
資料に不足はございませんでしょうか。  
(特になし)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第1回宮城県再生可能エネルギー税制研究会を開会いたします。

本研究会は、情報公開条例第19条の規定により公開するものとし、報道陣の入室及び撮影も許可しておりますので、御了承願います。

開会に当たり、ビデオメッセージという形で知事の村井より挨拶を申し上げます。

村井知事 (挨拶)

司 会 次に、本日御参加いただいている構成員の皆様を、名簿順に紹介させていただきますので、一言御挨拶をお願いいたします。  
(各委員紹介)

各 委 員 (挨拶)

司 会 次に、事務局職員を紹介いたします。  
(事務局紹介)

事 務 局 (挨拶)

司 会 続きまして、座長の選任に入ります。  
本研究会には、会議の進行のため、座長を置くこととなっております。  
皆様に事前にお伺いしたところ、座長を田中委員にというご意見がございました。  
皆様いかがでしょうか。  
(異議なし)

それでは、ここからの議事進行につきましては、田中座長にお願いしたいと存じます。田中座長、お願いいたします。

田中座長　ここからの議事進行につきましては、私が務めさせていただきます。  
なお、本研究会開催要綱第4第2項の規定により、座長代理は佐々木委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。  
それでは、お手元の次第に沿って議事を進めたいと思っております。  
この進行に当たっては、まず事務局の方から説明をしていただきますが、その後、各委員の先生方の方から忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。委員の間で見解が違うというのは、ある意味で当然の話ですので、遠慮なく御意見や御質問をお願いしたいと存じます。  
それでは、議事（1）宮城県再生可能エネルギー財政研究会について、事務局から御説明をお願いします。

笹森課長　（資料1に沿って説明）

田中座長　ありがとうございます。  
ただ今、税制研究会についての御説明がありましたが、これについて委員の先生方から何か御意見、御質問があればお願いします。  
（特に意見等なし）

この研究会の目的や性格についての御説明ということで、必要があれば、後の方でも触れていただければよろしいかと思っております。

それでは、本日の中心的な議題になるかと思っておりますが、議事（2）新たな税の導入の必要性等について、事務局からお願いします。

小林室長　（資料2に沿って説明）

田中座長　ありがとうございます。  
御説明いただきました新たな税の導入の必要性等について、まず、説明資料の中でわかりにくい点とか疑問に思われる点などがあれば、御質問をお願いしたいと思います。そして、その後で、そもそもこの問題に関して税で対応すべきなのか、或いは対応し得るのかというのが問題になってくるので、そのような議論についても確認をする必要があると思っております。

事務局の方では検討をずっと進めていただいているので、税で対応するとの方針に基づいて報告をしていただいたと思っておりますが、そもそもこの問題がどういう問題であって、それに対してどういう対応をし得るのか、或いはどういう政策的な処理が可能かというような点について、一步下がったところから議論を進めていった方がいいのではないかと感じているところです。

それで、今申し上げましたように、事務局の御説明についての御質問や御意見などを頂戴した上で、それぞれの委員の先生方に、順次、この問題に関しての御意見或いは御発言を頂戴したいと思っております。この論点が、おそらく本日の一番重要な論点になるかと思っておりますので、少し時間をかけて議論をしたいと思っております。

それでは、御説明をいただいた点に関して、この点どうなっているのかをもう少し詳しく説明してほしいというような御質問や御要望はございますか。

斎藤先生、お願いいたします。

斎藤委員　資料1の3ページの目的のところの、大規模森林開発というのは、大規模森林なのか、大規模開発なのか、きっと大規模開発だと思うのですが、どのくらいの範囲で大規模かというのをある程度明確にされているのでしょうか。

それから、土砂災害というのは比較的是っきりしていますが、景観とか環境という

のは少し漠然とした視点のように思います。それらの悪影響というのは、具体的に何をもって悪いというふうに定めるのでしょうか。

田中座長 その点、何か事務局の方でお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

小林室長 まず、1点目、大規模森林開発ということですが、こちらにつきましては御指摘のとおり大規模な開発ということになります。

大規模の範囲は今後議論させていただきたいと考えておりますが、例えば林地開発許可の基準は1ヘクタール以上ということになっております。今後0.5ヘクタールに下がるということですが、そのような他法令等を基準にしながら今後検討させていただき、御意見などをいただきながら決めてまいりたいと考えております。

それから、2点目、環境や景観への悪影響の具体的な内容ということですが、一概にこういうものということとは難しく、地域の実情によってそれぞれであると考えております。景観については、景勝地から見える範囲に太陽光パネル或いは風力発電がある場合に、観光産業などに悪影響を及ぼすのではないかという懸念が県民の方々から聞こえてまいります。また、環境については、渡り鳥の飛行ルートに当たるのではないか、動植物に大きな影響を与えるのではないかとの懸念を想定しております。

斎藤委員 大規模の大きさというのが今後議論の対象だと言われていますが、例えば太陽光発電の事業者などは、事業の成立性を考えると、どうしてもある程度の広さの設備が必要となると思います。今回の税の方策がうまくいくかどうかは別として、そのように促進区域に移動させるときに、ビジネスが成立しない話になってしまうとなると、違った側面での問題点が生じないのかなと感じているところです。

最後のところはコメント的な印象です。

田中座長 ありがとうございます。

私の方からも2点ほど確認をしたいことがあります。

これは資料1にも書いていることですが、再エネ施設を普及していくことが必要だという重要性がある一方で、森林資源を守っていくという重要性もあり、この二つがバッティングしている状況と理解しております。そして、資料2の3ページにあるように、税の導入により処理しようとする背景の一つとして、地方自治体による直接的な規制の手法には限界があると書いていらっしゃるのですが、本当に限界があるのか、どういう限界があるのかという点にわかりにくいところがあるので、お教え願いたいと思っています。再エネ施設を設置するというのは非常に結構なことだが、森林を破壊するような再エネ施設の設定は許可しないというようなことができるのか、そういう権限は今の行政にはないとか、その法的根拠は全くないとか、県レベルだとできないというような法的制約があるのかという点を、もう少し丁寧に説明いただいた方がよいのかなというのが私の感想です。

現時点でもしおわかりのことがあれば、少し教えていただいた方がよいのかなと思います。

小林室長 私の方から現時点での回答をさせていただきたいと思います。

まず、森林を開発して再エネ施設を設置することを禁止できないかという点ですが、理由があれば法律等においては可能で、例えば、都市計画法において一定の高さ要件などを設けて規制することは可能だということになります。しかし、都市計画法は都市でしか適用できず、その他の法令の中にも森林を開発して再エネ施設を設置することを禁止するものはございません。

昔は法律先占論ということで、法律の範囲を超えて条例で規制することはできない

と言われておりましたが、地方分権の世の中になり、合理的な理由があれば、法律の範囲を超えて条例で規制を設けることが可能になってきていると思います。そこで今度は、条例で規制することを検討させていただきました。しかし、私は比例原則と理解しておりますが、規制等を設けるときは最低限、最小限で、その範囲も合理的でなくてはならないと認識しております。例えば、森林全般を開発できないようにするとなりますと、そこに相応の理由がなくてはなりません。その理由として、先ほどの土砂災害、景観、環境保護などが考えられますが、そもそも規制すべき部分は既存の法令が規制しているということになりますので、その法令を超えて森林全般に規制をかける理由となると、非常に難しいところです。

一つの例として、岩手県の遠野市で1ヘクタール以上の太陽光パネルの設置を条例で抑制しているということが挙げられます。ご存じのとおり、遠野市は遠野物語の地として山には妖怪が住んでいるものとされており、これを観光資源として色々な人に来ていただくという経済の地域であるからこそ、このような規制が可能であると考えております。一方、翻って、宮城県の森林全部に条例で同様の規制をかけることができるのかというと、これはやり過ぎであり、比例原則などからもなかなか難しいと考えております。

もう一点、規制するのではなく、行政手続を課すことでコントロールできないかということも検討いたしました。例えば、環境影響評価の対象外の事業につきまして、環境影響評価と同じように調査や検討をさせることも検討いたしました。事業者側の行政手続コストが増すという点では誘導効果はあると考えましたが、行政コストよりも経済コストを優先するということがございますので、行政コストだけを積み増したとしても誘導には非力であると考えました。そこで、経済コストを増すことが一番効果的だということでこの税を導入したいと考えたところです。

田中座長 ありがとうございます。

今まで議論したプロセスを踏まえた上で、本日のお示しいただいた提案になっているのだと思います。そのプロセスの推測はできますが、私のような委員だけでなく県民の方々も含めて、どのような思考のプロセスを経ているのかを積極的にお示しいただいた方がわかるのではないかと思います、敢えて質問をさせていただきました。今の説明をお聞きすると、十分あり得る思考プロセスというか、こういう提案に至った背景としては十分理解が可能です。

とはいえ、委員の先生方から、新たな税の導入の必要性等についてという点で、今の事務局の御説明に対する御質問、或いはそもそも出発点は何なのかというような御質問など、どのようなものでも構いませんので御意見を頂戴できればというふうに思っております。現時点の御感想や御意見で結構ですので、新たな税の導入の必要性等に関して、考えていること、疑問に思っていること、こうすればよいというようなことについて、遠慮なく御発言願えればと思っています。

それでは、斎藤先生、お願いいたします。

斎藤委員 規制強化の手法は難しいという話は落ち着いたのですが、税という手法で地域住民の色々な気持ちを反映した形で再生可能エネルギー施設を促進地域に持っていきけるのかというのは、個人的には見通せない印象だと思っています。税の額によって効果が変わるというふうには伺ったところではありますが、再生可能エネルギー事業に参画してくる事業者は多様だと思っておりますので、全てを一括してできるのだろうか、効果がどのくらいあるのかという点がちょっと見通せないという状況です。

田中座長 ありがとうございます。

佐々木先生、お願いいたします。

佐々木委員　いくつかあるのですが、目的については先ほど御説明がありました。土砂災害、景観、環境への悪影響を懸念する県民の声が大きいということが一番大きいのだと思います。その場合に、土砂災害などについては、実際にその危険があるのであれば、誘導といった悠長な話ではなく、規制の必要があるものと思います。それに対して、景観などについては、人によって感じ方が異なるところがあると思いますので、目的に応じて用いるべき対応も異なってくるように感じました。そのような場面で、今回の税による誘導というのが、途中から森林開発を抑制するという話に一本化されておりまして、その森林開発の抑制と県民の懸念である景観や環境への悪影響がどのように繋がっていくのかというところの御説明をもう少しいただけるとよいかと思います。

それと関連して、資料2の4ページの③の検討結果のところ、安全面など法令に基づく基準を満たす場合には許可する必要がある一方、そのような場合であっても地域との共生が困難な事業があるということですが、法令に基づく許可基準を満たしている場合に、どういう理由で地域との共生が困難な事業となるのかという点をもう少し御説明いただきたいと思います。施設が建てられることを地域住民が不安に思っているのだということであれば、いくら税をかけたとしてもその不安は払拭されないわけです。これは、先ほど行政コストを課するというのも一つの案として出ておりましたが、例えばもっと説明してほしいということであれば、誘導するというのではなく、そのような説明の機会をしっかりと設けていく方向で規制するというような手段になると思うのです。何に対応するためにこの税を設けるのかという目的をもう少ししっかり考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、税を用いることに反対ということではないですが、先ほど法律に上乗せして条例で規制を課すというようなときに合理的な理由が必要であり、それゆえに条例で規制を課すことは難しいという御説明がありました。しかし、経済的コストを課す場合には合理的理由を説明しなくてよいのかということ、そういう話ではないと思います。ですので、やはりそれも、なぜ規制するのかというところと繋がっていくような気がしておりまして、繰り返しになりますが、そこをもう少し明確化していただきたいというふうに思います。

3点目として、御説明の中には出ておりませんでした。景観法などの方法で対処することができるのではないかとというような文献がありましたが、それでも難しいのかということをお教えいただければと思います。

田中座長　ありがとうございます。  
多田先生、お願いいたします。

多田委員　私は再生可能エネルギー分野の委員ですが、様々な問題が起こっている中で、税をかけてみるというのは新しい試みで、やってみてもいいのかなと思っています。再生可能エネルギーに関しては、太陽光パネルでも風力発電でもバイオマスエネルギーでも、その設置場所の特性がエネルギーの生産効率や事業性などに関わってくるので、それを一概に面積などで条例化してしまうと、本当だったら設置してもよさそうな場所に設置できないとか、或いは今は逆のことも結構起こっているのですが、そういうことが起きうると感じています。

また、個々の事業で見ると環境アセスの対象とならないような小さな規模のものであっても、ある場所に集中している場合があって、そのような場合には環境に与える影響は非常に大きくなります。そのような規模の事業に対しても、税は一つの制約になるのではないかと考えています。

加えて、12ページの促進区域以外のところで、地域の合意が図られているなど、

それに準じる事業と市町村が認めた場合となっていますが、地域の合意が図られているという点が問題になると思います。実際、市町村で先に話が進んでしまい、その後住民の方々が知るといった形で反対運動が起こっていることがあるので、どのように促進区域を決めていくのかというプロセスを市町村に投げてしまうと市町村の方々もお困りになるのではないかと思います。ですので、県において統一的なプロセスを決めていただいた方がよいのかなと考えています。

田中座長      ありがとうございます。  
                  吉村先生、お願いいたします。

吉村委員      既に他の委員の方からも御指摘ありましたが、規制との関係でどのように税を構想されているのかというのをもう少し具体化された方がよろしいかと思います。なかなか整理が難しいところだと思います。例えば、先ほどお話がありましたように、県の規制権限としてはできないから税を使うのだというのであれば、そもそもそれは駄目だろうという話になりますので、税で経済的なインセンティブを与えるという形で、規制と並立する税の機能というのに期待するといったところなのかなというように思いました。

                  そうだとすると、先ほど委員の方から御指摘があったとおり、何を目的としてお考えなのかとか、色々な懸念があるといった御指摘もありましたが、規制して保護したいものは何なのかという点は明らかにしていただきたいと思います。今後の議論の中で何を非課税とするのかという点も考えていくということですので、もう少し具体化していただくとありがたいと思います。

                  また、税ということであれば、最終的に金銭的評価で負担をお願いするということになりますので、その根拠をどう考えるのか、どの程度の金額をお願いするのか、何を課税標準として払っていただくのかという議論になります。そういった関係でも、目的、そして何を課税客体としてお考えかをもう少し教えていただくと幸いです。

田中座長      ありがとうございます。  
                  私からも2つほど申し上げます。

                  再エネ施設に対しては、場合によって、住民の反対、特に森林の保護というような観点から反対があるということは、重要な背景としてしっかり意識する必要があると思います。一方で、その反対があることと森林を壊してでも再エネ施設を設置する人に対して課税をすることは、必ずしも直結しないところがある。税の論理としては、税の負担能力があるから税を課すということになるので、住民が賛成するか反対するかというのはあまり重視しないのだろうと思います。要するに、税の論理としては担税力の有無で判断するということになるわけです。とすると、今回のように税をかけることによって抑制しようとするという場合に、その税の性格について、所得、財産、消費、流通のいずれに対する課税なのかという観点で見ると、強いて言うならば事業者が持っている財産に対する課税、その財産を適地に置いてもらっていないのは困るということを背景とした財産税の一種かなというような印象があります。税の論理として考えようとする場合は、何をもって税の負担能力があるかと考えるのかという視点を外してしまうと税ではなくなってしまうので、御留意をいただいた方がよいのかなと思うのが1点目です。

                  もう一点は、参考として豊島区の狭小住宅についての例を挙げられておりましたが、これは1回限りの課税ですよね。これから新規に再エネ施設を設置しようという事業者には、こういうことをすると負担が大きくなって、コストベネフィットで採算がとれないから再検討の方がよいと考えてもらうという役割からすると、1回限りでもよいとも思えます。しかし、多少の税金を負担してもよいと考える事業者、広い

森林に大規模な施設を設置すれば、長期的に見ると採算が取れると考える事業者に対してはどうするのかということが問題になります。とすると、仮に税負担を求めるとしても、1回限りでよいのかということになるわけです。財産の設置の仕方に問題がある点も考慮し、財産を持っているから税金の負担能力があるという要素も入れながら、1回限りではなく継続的なものというのも、ひょっとしたら考えられるのではないかと思います。今までの事務局からの御説明を伺っていると、どちらかという1回限りで抑制するというところにかなりの力点を置いているような印象があったので、そのあたりは整理として、抑制のみを目的に1回限りというのはあまり一般的ではないのかなど。税とするならば、今申し上げた点も少し考慮していただいた方がよいのかなと思います。

委員の先生方からそれぞれ御質問等をいただいたところで、今後の事務局の検討や提案の中で十分考慮していただきたいというような御指摘が多かったと思いますが、今日の段階でこういうことを考えているというのがあればお願いします。

小林室長 多くの御意見をいただいたので、全部はお答えできないかもしれませんが、可能な範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まず、規制との関係で冒頭に御説明させていただきましたが、土砂災害などにつきましては、県としても発生することはあってはならないと考えておりますので、太陽光発電施設の設置等に関する条例を制定し、土砂災害の危険性がある区域には原則設置禁止とするという措置をとり、土砂災害発生防止に配慮しております。その他、林地開発許可などが必要となるようなものについては、その規制の中で、土砂災害の危険性に関する基準を満たすものしか認められないこととなっております。しかし、依然として土砂災害が発生する危険性を排除できていないのではないかと懸念はあり、国の方でも規制強化を検討していると承知しております。

そして、景観の話にもお答えさせていただきたいと思いますが、景観に関する既存の規制については、景観計画というものによるもの、景観地区又は準景観地区によるもの、大きく分けて2種類ないし3種類ということで整理されております。景観計画につきましては、景観法の第8条に基づき、都道府県や市町村のうち景観行政団体が定める景観計画というものがあり、その計画の中で区域内の建築物や工作物の色やデザインについて位置付ければ変更命令が可能となっております。一方で、景観地区については景観法第61条、準景観地区については景観法第74条に基づき市町村が定めるもので、これらは工作物の高さなどの制限も可能であり、再エネ施設も規制できるということになるのですが、景観地区は都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域内について定めるということで、山林などは定められないということになります。準景観地区についても、相当数の建築物の建築が既に行われていて、現に良好な景観が形成されている地域を対象とするもので、単なる山林などは対象外ということになっております。ですので、景観地区や準景観地区と定めて再エネ施設全般を規制することはできないと考えております。

それから、資料2の12ページの(2)の「それに準じる事業」、つまり促進区域以外で非課税となる事業について、多田委員からそのプロセスをしっかりと市町村にお示しすべきというお話がございました。おっしゃるとおりで、市町村の方で色々な意見がある中で、この非課税というのは非常に重要な問題になってくると思いますので、現在も市町村の意見を伺っておりますが、今後も市町村と意見交換しながら、どのような形がよいのかを一緒に考えてまいりたいと思います。例えば、地域で協議会を持つなどのプロセスを入れるなど、温対法の促進区域に関する標準的な方法も参考にしながら、しっかりと検討してまいりたいと思います。

志賀部長 ただ今再エネ室長からお答えしたこと以外の点は規制と税の関係についてのお話

であり、まさに税制度のあり方に関わってくるものだと思います。本日の議事3でも若干言及させていただきますが、今後に向けてしっかり整理していく必要があると思っております。例えば、規制でできることと税でできること、どちらも抑制効果を持つという意味では同じ側面もあると思うのですが、規制が有効な部分と税が有効な部分はおそらく若干違うのかなと思っております。その具体化をどうするか、或いはそれによってどの程度効果が出てくるか、そのようなお話もあろうかと思っております。そのような点について、座長からも今後の参考になるようなお話をいただきましたが、税の性格や位置付けを踏まえて整理し、引き続き、しっかり検討してまいりたいと思っております。

田中座長 ありがとうございます。  
それでは続いて、議事(3)の新税の検討について、現時点での暫定的な考え方の御説明をお願いいたします。

笹森課長 (資料3に沿って説明)

田中座長 ありがとうございます。  
事務局の説明に関連して、それぞれの委員の先生、御意見や御質問を頂戴できればと思っております。  
それでは、斎藤先生、お願いいたします。

斎藤委員 税の専門的なところはあまりよくわかってないのですが、7ページ目の森林の開発区域について、発電施設は通常の電力会社、送配電事業者と連携することが必ず必要になると思います。その連携施設がこの開発の対象の中に入るのかどうか、発電事業者が設置しなければならない電源線が開発区域のところの範囲内かという点を明確化されているかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思いました。

田中座長 ありがとうございます。  
まずは、一通りの御意見、御質問等を頂戴したいと思えます。  
それでは、佐々木先生、お願いいたします。

佐々木委員 私も税の専門的なことは存じ上げないのですが、8ページの非課税事項について、この研究会の検討対象の話になりますが、適地誘導のための促進区域内での非課税については特にこの研究会では議論せず、促進区域以外に対する課税のみが議論の対象になるのか、或いは非課税のところもこの研究会で検討していく必要があるのかという点について教えていただきたいと思いました。

それから、9ページの経過措置の課税対象のところ、既に設置されているところについては政策誘導の余地がないので課税する必要がないという御説明があったかと思えます。既に設置されているところに課税するということになりますと、最近の憲法学における財産権の議論では、比較的、財産権、特に土地に対して、公共の福祉により規制をかけるところではかけるべきではないかとの意見が強い印象を受けております。ですので、そのような点からも検討していく必要があると思うのですが、その一方、既得権的なものに対する配慮というのは依然として強いような印象も持ちますので、完全に政策誘導の余地がないから課税する必要がないというだけではなく、既得権的なところに対する配慮というのも同時に必要なのではないかと思いました。

田中座長 ありがとうございます。



多田先生，お願いいたします。

多田委員 先ほどありましたように，今回の税をどのようにかけていくかという点については，きめ細やかなかけ方というのが必要だと考えていまして，風力か太陽光かバイオマスかで形態が全く異なり，広く場所を取るものもあれば，高さを取るものもあり，バイオマスはそこまで大きくはないけれども他への移動に関するものがあるなど，それぞれの特徴があるので，そこを細かく設定していただければと思っています。

また，今のお話にもあったように，既存施設に対する課税が必要ないというところが，税をかけるところで公平性というような文言があったような気がしたのですが，そういうことに対してどうなのかなと感じています。

田中座長 ありがとうございます。  
吉村先生，お願いいたします。

吉村委員 既に設置済み及び着工済みは除くという点は，私も少し違和感があります。税そのものの位置付けとして，誘導だけを目的として，税収確保や税をこう使うという目的もなく，税という形式を採用することには違和感を持っております。田中先生からも御指摘がありましたが，税を払わせるからには，その払わせることを根拠づけるものがある，ということを前提として税法は成立しているというのが基本的な見方だと思います。それに加えて誘導的機能を期待するというのももちろんあると思いますが，何に課税の根拠を求めるのかということ考えた場合に，そこに誘導効果があるからだというロジックには少し違和感があるところです。

それと同じことかもしれませんが，仮に税収確保の目的も含まれており，今後，再エネ施設がより一層設置されていき，その結果として災害対応等を含めて行政需要が何かしら増えていくというロジックを潜ませることを考えるのであれば，普通税という選択自体に違和感はないですが，どういったものに使うことが考えられるのかという点についても，予備的に御検討された方がよろしいのではないかと考えております。

田中座長 ありがとうございます。  
特に私から何かを申し上げるというよりも，先ほど吉村先生がおっしゃったことと基本的に同様の考え方をしているということを申し添えます。

それでは，新税のあり方についての御意見等に関して，追加で何か御発言はございますか。

事務局の方から，現時点で何かお話できることがあればおっしゃっていただきたいのですが，いかがですか。

小林室長 まず，佐々木先生から，非課税事項についても税制研究会で検討するのかという御質問をいただきましたが，資料1の6ページの下から4行目の非課税事項のところ右側に二重丸をつけさせていただいており，税制研究会でも御意見を賜りたいと考えております。

また，斎藤先生から御質問いただいた電源線が入るかというところは，今後細かく検討させていただければと思います。

それから既存施設の課税などについても，御意見いただいた内容を踏まえて，今後検討させていただきたいと思いますが，佐々木先生からも既得権というお話がありましたように，既存施設に課税することは今のところ難しいと考えております。

志賀部長 経過措置についても御意見いただきましたが，例えば他の税制では経過措置がどう

なっているのかとか、そのような事例なども御紹介していきたいと思っております。現時点でこれが一定の整理なのかなと思っはいるのですが、理論構成として、誘導の余地がないというだけではなく、公平性や既得権に対する不利益不遡及といったことも考えて、どういう構成になるのかというのをお示ししたいと思っております。

また、本当に誘導目的だけなのかということに関しましては、我々も一定の用途や財政需要といったものも考えておりますので、その点も少し整理してお示しできるようにしたいと思っております。

田中座長 ありがとうございます。

ここまで、資料1から3まで、事務局から御説明とそれに関連する御質問等を頂戴しましたが、今までお触れになっていない点で、御質問や御要望、場合によってこの研究会の進め方などについて、何か御発言はございますか。

多田先生、お願いいたします。

多田委員 次回の議題が一番難しいと思っいて、色々計算して考えたりしないといけないと思っいますので、早めに資料の御提供をお願いしたいと思っいます。

田中座長 ありがとうございます。

あとは、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から今後の予定等に関してお願いします。

笹森課長 次回の研究会につきましては、今のところ12月下旬の開催を予定しております。具体的な日程等は後日連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

田中座長 今日の会議としては、以上で終了とさせていただきます。

事務局にお返しします。

司 会 田中座長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第1回宮城県再生可能エネルギー税制研究会を閉会いたします。

本日は皆様、大変お忙しい中、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。